平成２２年（フ）第７３号
大分県杵築市大字熊野3914番地２
債務者　川野　明良
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5023番地　中原団地Ｅ―114号
債務者　又木　百合
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２号
沖縄県石垣市字新川16番地２
債務者　大濵　澄子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第１７５号
茨城県鹿嶋市旭ケ丘２丁目14番地９　サニーハイツ野川101
債務者　高橋　俊和
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７８号
茨城県潮来市島須356番地１
債務者　茂木　健太
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１７９号
茨城県鹿嶋市神野３丁目１番11号　アン・プレーヌＢ101
債務者　吉川　友美
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８５号
茨城県神栖市神栖２丁目19番28号　林アパート８号
債務者　藤井　隆之
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１８７号
茨城県神栖市知手2950番地９
債務者　大坂　政博
１　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３号
長野市若宮２丁目７番地22　シティパル若宮２番館Ａ301、前住所群馬県前橋市総社町高井37番地６
債務者　川田　　清
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
長野県上田市国分678番地２　ラフォーレ国分101号、前住所長野県上田市古里1887番地２　アステールｉｎそめや台Ａ301号
債務者　高桑　伸尚（旧姓中山）
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０３号
長野県駒ヶ根市赤穂16398番地130
債務者　兼子　　宏
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪4279番地62
債務者　吉岡　亜弥（旧姓小平）
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第２号
長野県駒ヶ根市赤穂10519番地４
債務者　岩本まり子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２２年（フ）第５４０号
兵庫県宝塚市宝松苑４番２号
債務者　石本　仁子
１　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５６１号
徳島県板野郡上板町七條字庚申ノ本20―２グリーンウイングW202、住民票上の住所徳島県阿波市土成町土成字実安92番地１
債務者　松田　悠介
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
富山市本郷町184番地26、住民票上の住所富山県滑川市常盤町28番地６
債務者　大谷　友紀（旧姓田口）
１　決定年月日時　平成23年２月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９５号
高知県宿毛市中央５丁目２番28号
債務者　長尾　敬子
１　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
高知地方裁判所中村支部